



23多監第44号
平成23年8月16日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市監査委員 沢登 袈裟平
多摩市監査委員 橋本 由美子

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における
健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成22年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、審査の結果、別紙のとおり意見を付します。

平成22年度多摩市財政健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率が適正に算出されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率は適正に算出されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていると認められた。

記

(単位 %)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------------|--------------|---------------|--------------|
| — (11.83) | — (16.83) | 0.0 (25.0) | — (350.0) |

(備考)

1. 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」を記載している。
2. 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成22年度多摩市公営企業会計資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この公営企業会計資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率が適正に算出されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記公営企業会計資金不足比率は適正に算出されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていると認められた。

記

| 特別会計の名称 | 資金不足比率（単位：％） | 事業の規模 |
|-----------|--------------|--------------|
| 下水道事業特別会計 | — | 2,655,430 千円 |

（備考）

1. 資金不足がない場合は、「—」を記載している。
2. 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模（営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額）を記載している。